

DM三井製糖ホールディングス株式会社

第97回(2021年3月期) 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2021年6月22日(火曜日) 午前10時
(受付開始 午前9時)

開催場所

東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
パレスホテル東京4階 「山吹」

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/2109/>



新型コロナウイルス感染防止への対応について
今年度は株主総会当日のご来場を見合わせ、書面若しくはインターネット等による議決権行使を強くご推奨申し上げます。
当社対応の詳細につきましては2頁をご覧ください。

今年は、接触感染のリスク低減のため、ご来場株主様へのお土産配布を中止させていただきます。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目次

第97回定時株主総会招集ご通知	1
インターネット等による議決権行使のご案内	3
株主総会参考書類	4
第1号議案 剰余金の処分の件	4
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件	5
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	12
第4号議案 取締役に對する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件	14
(添付書類)	
事業報告	
I 企業集団の現況	18
1. 事業の経過及びその成果	18
2. 設備投資及び資金調達の状況	20
3. 対処すべき課題	21
4. 財産及び損益の状況の推移	23
5. 重要な子会社の状況等	24
6. 主要な事業内容	25
7. 主要な営業所及び工場	25
8. 使用人の状況	26
9. 主要な借入先及び借入額	26
II 会社の現況	27
1. 株式の状況	27
2. 会社役員の状況	28
3. 会計監査人の状況	33
4. 業務の適正を確保するための体制	33
連結貸借対照表	37
連結損益計算書	38
貸借対照表	39
損益計算書	40
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告	41
計算書類に係る会計監査人の監査報告	43
監査等委員会の監査報告	45

「スマート招集」サービスを導入しています。



当社では、株主さまとのコミュニケーションのさらなる進化を図るべく、招集ご通知の主要なコンテンツが、パソコン・スマートフォンでご覧いただける「スマート招集」を導入しています。

右記のURLまたはQRコードよりアクセスいただきご参照ください。



<https://p.sokai.jp/2109/>

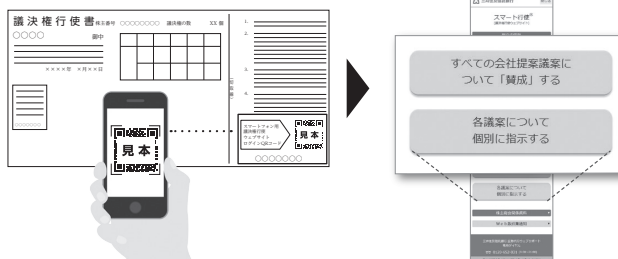
議決権行使書用紙記載の株主固有のQRコード®をスマートフォンで読み取るだけで、議決権行使コード・パスワードに煩わされず議決権の行使が可能になりました。

- ◆ 従来の用紙記入・郵送が不要
- ◆ パソコンの起動・行使サイトへの遷移も不要
- ◆ 面倒な議決権行使コード・パスワードの入力が不要

(注) 利用されているQRコード®読取アプリによっては操作が必要な場合もあります。QRコード®読取によるログインでの議決権行使は1回のみ可能です。

(注) 「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

(注) 書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。



2021年6月1日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋箱崎町36番2号
DM三井製糖ホールディングス株式会社
代表取締役社長 森 本 卓

第97回(2021年3月期) 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第97回(2021年3月期)定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2021年6月21日(月曜日)午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」(3頁)をご高覧のうえ、上記の行使期限までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月22日(火曜日)午前10時(受付開始 午前9時)
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
パレスホテル東京4階「山吹」

3. 目的事項
報告事項

1. 第97期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第97期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集通知に添付すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.msdm-hd.com/ir/>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。なお、「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（<https://www.msdm-hd.com/ir/>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染防止への対応について

【当社新型コロナウイルス感染防止対応について】

- ・接触感染のリスクを減らすため、本年はお土産配布を中止いたします。
- ・株主総会当日の議場の模様につきましては、後日（6月30日頃を予定）、当社IRサイトから動画で、ご覧いただけます。（<https://www.msdm-hd.com/ir/>）
- ・インターネットでの議決権行使後のアンケートにて、事前質問の受付を行います。株主の皆さまのご関心の高い事項については株主総会当日に回答し、その内容を後日ウェブサイトに掲載いたします。
- ・当社運営スタッフはマスクを着用し対応させていただきますとともに、あらかじめ検温を実施し、体調を十分確認したうえで参加いたします。

【株主の皆さまへのお願い】

- ・今年度は株主総会当日のご来場を見合わせ、本招集ご通知に同封の議決権行使書の郵送、若しくはインターネットによる議決権行使を強くご推奨申し上げます。
- ・当日ご出席される株主の皆さまは、健康状態に十分ご留意いただき、体調などにご不安がある場合は、ご無理をなされないようお願いいたします。
- ・会場では、マスクのご着用やアルコール消毒液の使用、体温確認などにご協力ください。
- ・発熱が確認された場合や体調不良とお見受けする株主様には、ご入場をお断りする場合がございます。
- ・感染防止のため、株主総会会場の座席間隔を広げております。そのため、座席数が減少しており、ご入場を制限させていただく場合がございます。
- ・ご滞在時間短縮化のため、効率的な議事進行を図ってまいります。

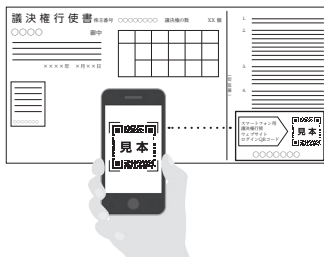
今後、株主総会の運営に変更が生じた場合は、当社ウェブサイト（<https://www.msdm-hd.com/ir/>）にてお知らせしますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ移行出来ます。

- ※1.インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権としてお取扱いします。
- ※2.議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

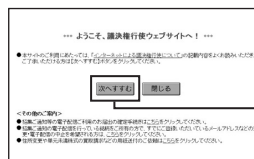
インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

議決権行使コード・パスワード を入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> ウェブ行使

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社（経営統合以前の三井製糖㈱）では株主の皆様への安定的かつ継続的な配当を基本とし、将来の成長に向けた事業展開と、経営基盤強化のための内部留保の充実にも配慮し、現金配当と機動的な資本政策を組み合わせた総還元性向50%を目途として、都度の経営環境を考慮しつつ株主還元策を決定してまいりました。

当期の配当につきましては、上記方針に則り、業績などを踏まえ、株主の皆様への利益還元、財務体質・経営基盤の強化のための内部留保の充実、並びに再生産と成長に必要な投資を総合的に勘案し、1株当たり配当金を年間50円とし、期末配当金は1株当たり25円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金25円 総額642,528,950円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月23日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の地位
1	もりもと たく 森 本 卓 再任	代表取締役社長CEO
2	さとう ゆう 佐 藤 裕 再任	代表取締役副社長執行役員CEO補佐 サステナビリティ推進担当
3	のむら じゅん いち 野 村 淳 一 再任	代表取締役副社長執行役員CTO、グル ープ生産・品質保証・研究開発担当、資 本業務提携推進担当
4	みかやま ひで ゆき 三 箇 山 秀 之 再任	代表取締役副社長執行役員CFO、 CCO
5	はん だ じゅん いち 半 田 純 一 再任 社外 独立	社外取締役
6	とね だち じ ろう 刀 禰 館 次 郎 再任 社外	社外取締役
7	さとう むね ひで 佐 東 宗 秀 新任 社外	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
<p>1</p> <p>再任</p>	 <p>もりもと たく 森 本 卓 (1957年7月31日)</p> <p>(選任理由) 商社の経営者としての経験及び実績や、誠実な職務遂行に必要な知見と監督能力を当社経営に活かすことを期待するものであります。</p>	<p>1981年4月 三井物産株式会社入社</p> <p>2005年4月 米国三井物産株式会社米州本部Senior Vice President 合樹・無機化学品 Div.Divisional Operating Officer</p> <p>2013年4月 三井物産株式会社執行役員化学品業務部長</p> <p>2014年4月 同社執行役員機能化学品本部長</p> <p>2016年4月 同社常務執行役員パフォーマンスマテリアルズ本部長</p> <p>2017年4月 同社専務執行役員アジア・大洋州本部長 アジア・大洋州三井物産株式会社社長</p> <p>2019年4月 同社副社長執行役員アジア・大洋州本部長</p> <p>2020年5月 当社顧問</p> <p>2020年6月 当社代表取締役副社長執行役員</p> <p>2020年10月 三井製糖吸収分割準備株式会社（現三井製糖株式会社）代表取締役社長（現任）</p> <p>2020年11月 当社代表取締役社長CEO（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況) 三井製糖株式会社代表取締役社長</p>	<p>1,400株</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
<p style="text-align: center;">2</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<div style="text-align: center;">  <p>さとう ゆう 佐 藤 裕 (1961年10月17日)</p> </div> <p>(選任理由) 商社の食料部門における永年の経験及び、大日本明治製糖での経営者としての実績を有しており、引き続き当社経営に活かすことを期待するものであります。</p>	<p>1985年 4 月 三菱商事株式会社入社 1997年 2 月 英国三菱商事兼Mit-sun International 副社長 2010年 4 月 三菱商事株式会社糖質ユニットマネージャー 2012年 4 月 北米三菱商事会社兼米国三菱商事生活産 業部門担当・上級副社長 2014年 4 月 三菱商事株式会社生活産業グループ CEOオフィス特命戦略担当 2014年11月 Cermaq Group AS取締役会長 2017年 4 月 三菱商事株式会社理事 2018年 4 月 大日本明治製糖株式会社顧問 2018年 6 月 同社代表取締役社長（現任） 株式会社ディーターモンドシュガー・カ ンパニー代表取締役社長（現任） 2021年 4 月 当社代表取締役副社長執行役員CEO補 佐（現任） サステナビリティ推進担当 （重要な兼職の状況） 大日本明治製糖株式会社代表取締役社長 株式会社ディーターモンドシュガー・カンパニー代表 取締役社長</p>	<p style="text-align: center;">0株</p>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
<p>3</p> <p>再任</p>	 <p>のむら じゅんいち 野 村 淳 一 (1958年10月26日)</p> <p>(選任理由) 当社グループ生産部門における永年の経験と識見を引き続き当社経営に活かすことを期待するものであります。</p>	<p>1981年4月 当社入社 2008年4月 当社生産本部千葉工場長 2010年4月 当社執行役員生産本部神戸工場長 2013年4月 当社上席執行役員砂糖生産本部神戸工場長 2014年4月 当社常務執行役員砂糖生産本部長 2014年6月 当社取締役常務執行役員砂糖生産本部長 2016年4月 当社取締役専務執行役員砂糖生産本部長 2020年4月 当社取締役副社長執行役員砂糖生産本部長 2020年6月 当社代表取締役副社長執行役員砂糖生産本部長 2021年4月 当社代表取締役副社長執行役員CTO (現任) 三井製糖株式会社代表取締役副社長執行役員(現任) グループ生産・品質保証・研究開発担当、資本業務提携推進担当 (重要な兼職の状況) 三井製糖株式会社代表取締役副社長執行役員</p>	<p>2,360株</p>

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
<p>4</p> <p>再任</p>	 <p>みかやま ひでゆき 三箇山 秀之 (1955年8月21日)</p>	<p>1979年4月 三井物産株式会社入社 2007年4月 同社財務統括部長 2009年4月 同社総合資金部長 2011年4月 同社執行役員総合資金部長 2012年4月 同社執行役員中部支社長 2013年4月 同社常務執行役員中部支社長 2014年6月 株式会社りそな銀行社外取締役(現任) 当社取締役常務執行役員CFO 2017年4月 当社取締役専務執行役員CFO 2021年4月 当社代表取締役副社長執行役員CFO、 CCO(現任) 三井製糖株式会社取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 三井製糖株式会社取締役 株式会社りそな銀行社外取締役</p>	<p>4,100株</p>
<p>(選任理由)</p>		<p>商社での財務関連業務を通じた幅広い経験と知識を有しており、引き続き当社経営に活かすことを期待するものであります。</p>	
<p>5</p> <p>再任</p> <p>社外</p> <p>独立</p>	 <p>はんだ じゅんいち 半田 純一 (1957年2月13日)</p>	<p>1979年4月 東亜燃料工業株式会社入社 2002年2月 ブーズ・アレン・ハミルトン代表取締役 2005年4月 株式会社マネジメント・ウィズダム・パートナーズ・ジャパン代表取締役社長 2013年4月 武田薬品工業株式会社人事部長 2013年6月 同社コーポレートオフィサー人事部長 2014年10月 同社グローバルHR 2015年6月 当社社外取締役(現任) 2015年7月 株式会社マネジメント・ウィズダム・パートナーズ・ジャパン代表取締役社長(現任) 2016年4月 東京大学大学院経済学研究科特任教授 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 東京大学大学院経済学研究科特任教授 株式会社マネジメント・ウィズダム・パートナーズ・ ジャパン代表取締役社長</p>	<p>0株</p>
<p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割)</p>		<p>経営戦略、特に人材戦略の立案に深い造詣と実績を有しており、客観的見地から取締役会において適宜助言を行っています。選任後は、引き続き当該知見を活かし、業務執行に対する適切な監督等を行うことを期待しております。</p>	

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当 社 の 株 式 数
<p>6</p> <p>再任</p> <p>社外</p>	 <p>とねだち じろう 刀禰館 次 郎 (1966年12月6日)</p>	<p>1990年4月 三菱商事株式会社入社 2014年4月 日本食品化工株式会社執行役員 2018年6月 同社取締役執行役員 2019年1月 三菱商事株式会社生活消費財本部製粉糖質部事業戦略チームマネージャー 2019年2月 大日本明治製糖株式会社社外取締役株式会社ディーツーモンドシュガー・カンパニー社外取締役(現任) 2019年4月 三菱商事株式会社消費財本部製粉糖質部長 2019年6月 日東富士製粉株式会社社外取締役(現任) 2020年4月 三菱商事株式会社消費財本部製粉製糖部長 2021年4月 当社社外取締役(現任)三菱商事株式会社食糧本部製粉製糖部長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 三菱商事株式会社食糧本部製粉製糖部長</p> <p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 出身分野での豊富な経験と高い識見を有しており、客観的見地から取締役会において適宜助言を行っています。選任後は、引き続き当該識見を活かし、業務執行に対する適切な監督等を行うことを期待しております。</p>	<p>0株</p>
<p>7</p> <p>新任</p> <p>社外</p>	 <p>さとう むねひで 佐 東 宗 秀 (1968年7月14日)</p>	<p>1993年4月 三井物産株式会社入社 2009年11月 Agricola Xingu S.A.副社長兼経営企画部長 2014年6月 三井物産株式会社食糧本部穀物事業第二部総合農業推進室長 2017年4月 同社食料本部油脂・主食事業部マルチグレイン推進室長 2018年8月 同社食料本部油脂・主食事業部アグリビジネス室長 2020年1月 同社食料本部食品原料部長(現任)物産フードマテリアル株式会社取締役(現任) 2020年2月 三井農林株式会社取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 三井物産株式会社食料本部食品原料部長</p> <p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 出身分野での豊富な経験と高い識見を有しており、客観的見地から取締役会において助言をいただけると判断いたしました。選任後は、当該識見を活かし、業務執行に対する適切な監督等を行うことを期待しております。</p>	<p>0株</p>

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 半田純一、刀禰館次郎、佐東宗秀の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、半田純一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。本総会において同氏の再任が承認された場合、当社は同氏を引き続き独立役員とする予定であります。
4. 佐東宗秀氏は、現在及び過去10年間に於いて当社の特定関係事業者である三井物産株式会社の業務執行者であり、過去2年間に於いても同社から給与等の支給を受けており、今後同社から給与等の支給を受ける予定であります。
5. 半田純一氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
6. 刀禰館次郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3ヶ月となります。
7. 半田純一、刀禰館次郎の両氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しており、本総会において、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、本総会において、佐東宗秀氏の選任が承認された場合は、当社と同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
8. 当社は、保険会社との間において、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、執行役員および会社法上の子会社の役員を被保険者として、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金及び争訟費用による損害を填補することを目的とする保険契約を締結しております。ただし、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、現任の監査等委員である取締役3名につきましては本招集ご通知29頁（注）7.をご参照ください。

本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
<div data-bbox="172 722 243 793" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> 社外 独立 </div>	<div data-bbox="309 515 480 722" style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;"> <small>ちはら まいこ</small> 千原 真衣子 (1974年5月3日) </p>	<p>2002年10月 弁護士登録 長島・大野・常松法律事務所入所</p> <p>2011年11月 弁護士法人片岡総合法律事務所入所</p> <p>2014年1月 同事務所パートナー弁護士（現任）</p> <p>2014年6月 東京海上プライベートルート投資法人 監督役員（現任）</p> <p>2015年6月 日本アビオニクス株式会社社外監査役 （現任）</p> <p>2017年12月 ジャパン・リニューアブル・エナジー株 式会社社外監査役（現任）</p> <p>2019年8月 株式会社ビズリーチ社外監査役</p> <p>2020年2月 ビジヨナル株式会社社外取締役監査等 委員（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 弁護士法人片岡総合法律事務所パートナー弁護士</p> <p>（補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割） 弁護士としての高度な専門知識と豊富な経験を有しております。当該知見を活かし、客観的見地から取締役会において業務執行に対する適切な監督等を行うことが期待できることから、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>	0株

- （注）
1. 千原真衣子氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 千原真衣子氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
 3. 千原真衣子氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出る予定であります。
 4. 千原真衣子氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、候補者選任理由欄に記載のとおり、監査等委員である社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
 5. 千原真衣子氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。

6. 当社は、保険会社との間において、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、執行役員および会社法上の子会社の役員を被保険者として、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金及び争訟費用による損害を填補することを目的とする保険契約を締結しております。ただし、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。千原真衣子氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）の報酬は、「基本報酬」及び「賞与」で構成されていますが、本議案は、当社の取締役（下記のとおり、監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）を対象に、新たに業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

具体的には、2021年2月22日開催の臨時株主総会においてご承認いただきました取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬の限度額（年額4億9,000万円（うち社外取締役については年額5,000万円）以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠で、新たに本制度による業績連動型株式報酬を、2022年3月末日で終了する事業年度から2026年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下も同様です。）に対して支給するというものです。

本制度の導入目的は上記のとおりであり、当社は2021年5月20日開催の取締役会において、本議案が原案どおり承認可決されることを前提に取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めているところ、その概要は後記（ご参考）「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に記載のとおりであり、本議案は当該方針に沿う内容となっていますので、本議案の内容は相当であると考えております。

なお、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は4名となります。

本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、妥当であると判断しております。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という業績連動型株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

① 本制度の対象者	当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）
② 対象期間	2022年3月末日に終了する事業年度から 2026年3月末日に終了する事業年度まで

③ ②の対象期間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金3億円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり36,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約5年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金3億円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、下記（3）③のとおり受益権を取得する取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を5事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金6,000万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記（3）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

①取締役に對するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に對して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり36,000ポイントを上限とします。

②付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合・株式無償割当て等が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③取締役に対する当社株式の交付

各取締役は原則としてその退任時に所定の手續を行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以上

(ご参考)

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、業績及び中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とし、社外取締役が過半数を占めるガバナンス委員会の審議を経ることで、客観性及び透明性を確保することを基本方針とします。

具体的には、業務執行取締役（当社の取締役のうち、監査等委員である取締役および社外取締役を除く取締役をいいます。）の報酬は、固定報酬としての基本報酬、短期インセンティブ報酬としての賞与、中長期的インセンティブ報酬としての株式報酬の三つにより構成し、監査等委員である取締役および社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、ガバナンス委員会の審議を経て決定することとします。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

短期インセンティブ報酬としての賞与は、役位及び業績指標を反映した現金報酬とし、業績指標として、「連結EBITDA」、「連結当期純利益」、「連結経常利益の計画達成度」に応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給します。支給額は、目標達成時を100%として、0%～200%の範囲で変動します。目標となる業績指標は、適宜、環境の変化に応じてガバナンス委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとします。

中長期的インセンティブ報酬としての株式報酬は、株式交付信託方式とし、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式を本信託を通じて各取締役に對して交付するものとし、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に對し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位及び業績指標の達成度等に応じたポイントを付与します。業績指標は賞与（短期インセンティブ）と同一とし、ポイントは目標達成時を100%として、0%～200%の間で変動するものとします。なお、株式の交付は原則として退任時とします。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、ガバナンス委員会において検討を行います。取締役会はガバナンス委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとします。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝6/9：2/9：1/9とします（業績指標を100%達成の場合）。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任をうけるものとし、取締役会は、代表取締役社長により適切に当該委任事項の決定がなされるよう、ガバナンス委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、代表取締役社長は、当該答申の内容を踏まえ決定することとします。

以上

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

I 企業集団の現況

1. 事業の経過及びその成果

(1) 経営環境

当社は、2021年4月1日付の三井製糖(株)と大日本明治製糖(株)の経営統合により、商号を「DM三井製糖ホールディングス株式会社」に変更し、持株会社体制に移行いたしました。以下の当期の経営成績は、当該経営統合以前の三井製糖グループに関する概況であります。

当連結会計年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言の発出や外出自粛要請等により、社会経済活動が大きく制限され、企業業績のみならず雇用環境も含め、全般的に厳しい状況で推移いたしました。また、期末に至っても感染収束時期の見通しが立たない状態が続いていることから、先行きへの不透明感は依然として強く、基本的に企業活動や個人消費の低迷が続くことが想定されます。

このような状況下、当社グループでも全国的な経済活動縮小の影響を大きく受ける中で、販売状況に呼応した生産の最適化や各種経費の節減を行うと共に、各社間の連携を推進し、引き続き既存事業の基盤強化と成長領域の事業拡大に取り組んでまいりました。

(2) 当社グループの概況

(砂糖事業)

海外粗糖相場につきましては、期初は1ポンド当たり10セント前半でスタートし、直後には約13年ぶりの安値となる9セント台まで急落いたしました。以降は、新型コロナウイルスの感染動向と砂糖需給を巡る思惑が交錯し、緩やかな上昇基調で推移いたしました。期中頃からは、世界的な金融緩和による投機資金の流入などにより、14セント前半から15セント半ばの間で小刻みに上下する展開を経て、原油価格の回復とともに、2月には約4年ぶりの高値となる18セント後半にまで達しましたが、その後は落ち着きを見せ、14セント後半で期末を迎えました。また、精製上白糖大袋の国内市中相場につきましては、1kg当たり187円～188円で始まりましたが、海外粗糖相場の高騰を受け、3月に約4年ぶりに出荷価格を5円引き上げた結果、192円～193円にて期末を迎えました。

販売面では、2020年5月の緊急事態宣言解除後に経済活動の回復を図るための政府の各種施策や、自粛期間中に生まれた巣ごもり消費などにより、一時は家庭用の出荷が上向きました。しかしながら、2回目の緊急事態宣言の発出により、土産物や外食向けといった業務用需要が再度減少し、生産面で安定操業に努めたものの減収減益となりました。

連結子会社では、生和糖業(株)は、サトウキビ生産量の増加や歩留まりの向上による原価率の大幅改善などにより増収増益となりました。北海道糖業(株)は、原料てん菜は豊作でありましたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う白糖販売量減の影響による製品在庫の増加と原価率の悪化を招き減益となりました。SIS'88 Pte Ltdは、シンガポール国内の外出規制による家庭用需要の増加があったものの、円高の影響もあり減収となりました。

以上の結果、砂糖事業全体で、売上高87,450百万円、営業利益1,689百万円となりました。

(期中の砂糖市況)

国内市中相場（日本経済新聞掲載、東京上白大袋1kg当たり）

始値	終値
187円～188円	192円～193円

海外粗糖相場（ニューヨーク砂糖当限、1ポンド当たり）

始値	高値	安値	終値
10.39セント	18.94セント	9.05セント	14.77セント

(フードサイエンス事業)

フードサイエンス事業につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けたものの、パラチノースの国内向け販売量は持ち直し、海外向け販売量は堅調に推移いたしました。また、さとうきび抽出物の除菌用及び食品用需要が国内外ともに伸長したことから、売上高は前期並であったものの増益となりました。

連結子会社におきましても、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け減収となりましたが、(株)タイショーテクノスは、前期に実施した生産集約により原価率が改善されたこと等により増益となり、ニュートリー(株)は、販売管理費の改善が奏功し増益となりました。

以上の結果、フードサイエンス事業全体で、売上高19,475百万円、営業利益1,045百万円となりました。

(不動産事業)

不動産事業につきましては、施設の老朽化などに伴う修繕工事を実施いたしましたが、新規賃貸の開始などが寄与し、売上高1,961百万円、営業利益897百万円と前期並の実績となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は108,887百万円（前連結会計年度比4.4%減）、営業利益は3,631百万円（前連結会計年度比25.1%減）となりました。

営業外損益においては、フィンゴリモド「FTY720」の開発権及び販売権の許諾に基づく受取ロイヤリティーを628百万円計上いたしました。なお、当社の共同特許権者である田辺三菱製薬(株)とNovartis Pharma AG（以下「ノバルティス社」という。）との間で仲裁手続きが進行中であることを受け、ノバルティス社が契約の有効性に関し疑義を提起している部分につきましては、引き続き収益としては認識しておりません。また、干ばつによるサトウキビの不作でタイ国関連会社損益が大幅に悪化したことを主要因として持分法による投資損失を計上した他、政策保有株式の一部売却による投資有価証券売却益を特別利益として計上いたしました。以上により、経常利益は3,788百万円（前連結会計年度比24.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,764百万円（前連結会計年度比14.1%増）となりました。

事業別売上高

事業区分	売上高 百万円	構成比率 %
砂糖事業	87,450	80.3
フードサイエンス事業	19,475	17.9
不動産事業	1,961	1.8
合計	108,887	100.0

2. 設備投資及び資金調達の状況 特記すべき事項はありません。

3. 対処すべき課題

<当社グループの使命>

当社グループは「姿かたちを変えながら一生に寄り添い、幸せの時間を広げる。」を企業理念として掲げております。「おいしい」「たのしい」「うれしい」など、人が生きている幸せを実感するときにそばにいることを事業活動の目標とし、その事業の源である自然への感謝を忘れずに、その恵みを様々な姿かたちにして広く社会に届け、幸せの時間が広がる未来にずっと貢献できる企業グループを目指して一歩ずつ挑戦してまいります。

<事業環境・課題認識>

当社グループは、砂糖事業が売上高の80%以上を占め、北海道・鹿児島県・沖縄県に国産糖製造会社を有しております。その結果、砂糖事業を取り巻く環境の変化による影響、農業政策や通商政策の影響を受けやすい事業構造にあります。また、国内の砂糖消費量は、人口減や甘味需要の多様化等により減少傾向にあり、その減り幅は年々拡大しつつあります。さらには、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）といった他国との経済連携の進展、新型コロナウイルス感染拡大による世界的な政治経済の不安定化などにより、砂糖事業を取り巻く環境は一層厳しさを増しております。

このような状況下、当社は、2021年4月1日付の三井製糖(株)と大日本明治製糖(株)の経営統合により、商号を「DM三井製糖ホールディングス株式会社」に変更し、持株会社体制に移行いたしました。統一された経営戦略の下、両社の経営資源を集中し、サプライチェーンや業務の見直しによる効率化、砂糖生産体制の強化などにより、安心安全かつ持続可能な供給体制を維持するとともに、さらなる企業価値の向上を目指してまいります。

なお、過去数年に亘り、当社グループの業績に大きな貢献をしてきたフィンゴリモド「FTY720」の開発権及び販売権の許諾に基づく受取ロイヤリティーにつきましては、当社の共同特許権者である田辺三菱製薬(株)とノバルティス社との間で仲裁手続きが継続しているため、仲裁において疑義が提起されている部分についての収益認識を行わない会計処理を継続いたします。

<課題への対処>

グループ各社の連携により、以下の取り組みをもって、既存事業の基盤強化と成長分野の事業拡大に対処してまいります。

国内砂糖事業

①安定供給のための投資を維持しつつ、人口減少等の社会構造の変化に対応するための自動化や省力化、②生産や物流現場における人手不足等のわが国全体に関する課題を見据えた生産、販売、物流に至るサプライチェーン全体の最適化の追求、③スプーン印・ばら印のブランド力を活かした競争力のある商品展開と、マーケットニーズの変化に対応した顧客目線による営業活動を推進してまいります。

海外砂糖事業

堅調な経済成長を持続するASEAN・中国エリアにおいて、①シンガポールの連結子会社SIS'88 Pte Ltdの競争力強化、②中国食品事業におけるBtoB、BtoCをカバーする砂糖のサプライチェーンの構築、③タイ国関連会社の新工場での高品質精製糖の生産体制確立を推進してまいります。

ライフ・エナジー事業（2021年4月1日付でフードサイエンス事業から名称変更）

食品が持つ栄養や機能性を活かし、人々の暮らしにおいて日々のパフォーマンスを維持向上させるとともに、個々人のライフステージに見合った食品を提供することで健康寿命の延伸に貢献することを目指してまいります。当社グループの知見のみならず、他社との連携やM&Aなどによる外部資源の活用も視野に入れながら収益力の拡大を図ってまいります。

不動産事業

引き続き所有不動産の活用による安定的なキャッシュ創出に努めるとともに、工場跡地の開発を進め、一層の資産の効率化並びに収益力の強化を図ってまいります。

研究開発

バガス（サトウキビの搾汁後に残る固形物）からポリフェノールなどの有価物の製造及び応用利用、サトウキビ由来の植物乳酸菌を利用した新商品開発を進めてまいります。また、サトウキビ農業の安定化・高収益化を目指し、栽培改善技術の開発を進める等、今後も環境に優しい植物であるサトウキビを最大限活用することで新たな事業創造を行ってまいります。

地球温暖化への対処

当社グループが健全に事業を継続して行くうえで、持続可能な地球環境の維持は必要不可欠であり、わが国政府による温室効果ガスの排出削減目標「2030年に2013年比46%削減」も念頭に、当社グループの事業活動における温室効果ガス排出状況を検証し、その削減に努めてまいります。

その他

当社グループは、2021年1月15日付で日本甜菜製糖(株)と資本業務提携契約を締結いたしました。わが国の精製糖業界に永年携わってきた各社がこれまで培ってきた生産技術、品質やコスト管理手法、物流・原料調達をはじめとする広範な経営ノウハウを結集、安定的国内供給体制をさらに強固なものとし、国際競争力を強化して成長を図るべく提携してまいります。

また、当社は、2021年4月1日付で、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたしました。加えて、同日付で、取締役会の諮問機関としてガバナンス委員会を設置いたしました。独立社外取締役の適切な関与・助言を得ることで、取締役の指名及び報酬に関する透明性及び公正性をより向上させてまいります。

株主各位におかれましても、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

4. 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第94期 (2017.4.1~2018.3.31)	第95期 (2018.4.1~2019.3.31)	第96期 (2019.4.1~2020.3.31)	第97期 (当連結会計年度) (2020.4.1~2021.3.31)
売上高(百万円)	105,291	105,274	113,854	108,887
経常利益(百万円)	13,609	10,314	4,982	3,788
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	8,313	6,862	2,422	2,764
1株当たり当期純利益(円)	311.33	257.00	93.27	107.57
総資産(百万円)	131,852	139,867	141,705	146,710
純資産(百万円)	89,871	95,063	92,395	91,680

(注)「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第95期連結会計年度の期首から適用しており、第94期連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した場合の金額となっております。

(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第94期 (2017.4.1~2018.3.31)	第95期 (2018.4.1~2019.3.31)	第96期 (2019.4.1~2020.3.31)	第97期(当期) (2020.4.1~2021.3.31)
売上高(百万円)	63,445	61,168	59,157	55,388
経常利益(百万円)	12,652	10,127	6,038	4,113
当期純利益(百万円)	8,589	7,326	4,455	3,847
1株当たり当期純利益(円)	321.68	274.40	171.53	149.68
総資産(百万円)	93,987	95,561	97,955	106,390
純資産(百万円)	69,043	73,167	72,960	75,650
溶糖量(トン)	406,000	402,224	389,243	357,837

(注)「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第95期事業年度の期首から適用しており、第94期事業年度の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した場合の金額となっております。

5. 重要な子会社の状況

名称	所在地	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権 比率 (%)	関係内容
北海道糖業(株)	札幌市 中央区	1,600	砂糖事業	84.5	同社が生産した原料糖を商社を通じて仕入れております。 役員の兼任 1名
スプーンシュガー(株)	神戸市 東灘区	50	砂糖事業	100.0	加工糖の製造、構内荷役業務及び食品素材製品の加工の委託先であり、包装資材の仕入先であります。 役員の兼任 1名
生和糖業(株)	鹿児島県 鹿児島市	187	砂糖事業	65.0	同社が生産した原料糖を商社を通じて仕入れております。 役員の兼任 ー
(株)平野屋	大阪市 浪速区	30	砂糖事業	53.3	製品の販売先であります。 役員の兼任 ー
SIS'88 Pte Ltd	シンガ ポール	666	砂糖事業	70.0	製品の販売先であります。 役員の兼任 ー
Asian Blending Pte Ltd	シンガ ポール	7	砂糖事業	70.0	役員の兼任 ー
(株)タイショーテクノス	東京都 中央区	97	フードサイ エンス事業	100.0	製品等の販売及び原材料・商品等の仕入先であります。 役員の兼任 ー
ニュートリー(株)	三重県 四日市市	215	フードサイ エンス事業	60.9	製品の販売先であります。 役員の兼任 1名

(注) 1. 北海道糖業(株)は、2020年10月1日付で本社を移転いたしました。

2. 当社は、2021年3月31日付で北海道糖業(株)の株式を追加取得いたしました。

3. Asian Blending Pte Ltdに対する当社の議決権比率は、当社の子会社であるSIS'88 Pte Ltdを通じての間接所有分です。

4. 当社は、2021年3月4日付でニュートリー(株)の株式を追加取得いたしました。

6. 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社グループは、砂糖、食品素材及び栄養療法食品等の製造、販売と不動産の賃貸等を主な事業としております。事業部門別の主要な製品等は、以下の通りであります。

事業内容	主要製品等
砂糖事業	原料糖、精製糖、ビート糖、液糖、加工糖
フードサイエンス事業	機能性甘味料（「パラチノース」「パラチニット」）、さとうきび抽出物、食品保存料、食品香料、食品用天然色素、寒天、カラギーナン、栄養療法食品、嚥下障害対応食品
不動産事業	土地・店舗・倉庫・オフィス・住宅の賃貸業、太陽光発電による電気の供給・販売業

7. 主要な営業所及び工場（2021年3月31日現在）

(1) 当社

本社 東京都中央区日本橋箱崎町36番2号

営業所 東部営業部（東京都中央区）、関西営業部（大阪市中央区）、九州営業部（福岡市東区）、フードサイエンス営業部（東京都中央区）

工場 千葉工場（千葉県市原市）、神戸工場（神戸市東灘区）、福岡工場（福岡市東区）

(2) 子会社

北海道糖業株式会社	本社：札幌市中央区
スプーンシュガー株式会社	本社：神戸市東灘区
生和糖業株式会社	本社：鹿児島県鹿児島市
株式会社平野屋	本社：大阪市浪速区
SIS'88 Pte Ltd	本社：シンガポール
Asian Blending Pte Ltd	本社：シンガポール
株式会社タイショーテクノス	本社：東京都中央区
ニュートリー株式会社	本社：三重県四日市市

8. 使用人の状況（2021年3月31日現在）

(1) 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前期末比増減
砂糖事業	810名	16名減
フードサイエンス事業	302名	2名減
不動産事業	3名	1名増
全社（共通）	107名	1名減
合計	1,222名	18名減

(注) 1. 使用人数は就業人員であります。（嘱託社員を除く。）

2. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属している者であります。

(2) 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
347名	4名減	42.13歳	19.06年

(注) 使用人数は就業人員であります。（当社からの出向者32名・嘱託社員30名を除く。）

9. 主要な借入先及び借入額（2021年3月31日現在）

借入先	借入額
	百万円
農林中央金庫	5,462
三井住友信託銀行株式会社	4,120
株式会社三井住友銀行	3,660
株式会社日本政策投資銀行	1,540

II 会社の現況

1. 株式の状況（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 28,333,480株（うち自己株式2,632,322株）
- (3) 株主数 31,750名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
三 井 物 産 株 式 会 社	8,609,070	33.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,110,000	4.32
豊 田 通 商 株 式 会 社	1,000,000	3.89
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	486,064	1.89
双 日 食 料 株 式 会 社	384,000	1.49
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	344,315	1.34
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	323,200	1.26
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	322,000	1.25
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	314,800	1.22
S M B C 日 興 証 券 株 式 会 社	287,100	1.12

- (注) 1. 持株比率は、自己株式（2,632,322株）を控除して算出しております。
2. 発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対するその有する株式の数の割合が高いことにおいて、上位となる10名の株主を記載しております。

2. 会社役員 の 状況 (2021年3月31日現在)

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長 代表取締役社長	雑 賀 大 介 森 本 卓	経営全般、経営統合 CEO、内部監査室、品質保証部、事業創造本部 担当
代 表 取 締 役	野 村 淳 一	副社長執行役員、砂糖生産本部、研究開発部担当、 砂糖生産本部長
取 締 役	三箇山 秀 之	専務執行役員、CFO、コンプライアンス担当、 法務・内部統制室、グループ戦略企画部、総務人事 部、経理部担当
取 締 役	津 田 琢 哉	株式会社りそな銀行社外取締役 常務執行役員、砂糖事業本部担当、砂糖事業本部長 北海道糖業株式会社監査役
取 締 役	半 田 純 一	東京大学大学院経済学研究科特任教授 株式会社マネジメント・ウィズダム・パートナ ーズ・ジャパン代表取締役社長
取 締 役	川 村 雄 介	一般社団法人グローバル政策研究所代表理事 キヤノン株式会社社外取締役
取 締 役	玉 井 裕 子	長島・大野・常松法律事務所パートナー弁護士 株式会社国際協力銀行社外監査役
取 締 役 監 査 役 (常 勤)	角 道 高 明 鈴 木 徹	米国三井物産株式会社副社長兼ワシントン事務所長 ニュートリー株式会社監査役 三菱ガス化学株式会社社外取締役
監 査 役 (常 勤)	金 子 勇 人	スプーンシュガー株式会社監査役
監 査 役	西 山 茂	
監 査 役	飯 島 一 郎	

- (注) 1. 取締役 半田純一、川村雄介、玉井裕子、角道高明の各氏は、社外取締役にあります。
 2. 監査役 鈴木徹、西山茂、飯島一郎の各氏は、社外監査役にあります。
 3. 財務及び会計に関する相当程度の知見を有している事実
 ・監査役 西山茂氏は、永年にわたり金融機関において業務執行取締役にありました。
 4. 取締役及び監査役の異動
 ・2020年4月1日付で、取締役 川村雄介氏は一般社団法人グローバル政策研究所代表理事に就任いたしました。また、2021年3月30日付で、同氏はキヤノン株式会社社外取締役に就任いたしました。
 ・2020年6月23日の第96回定時株主総会の終結の時をもって、取締役 多胡祐太郎、吉川美樹の両氏は任期満了により退任いたしました。
 ・2020年6月23日の第96回定時株主総会において、取締役 森本卓、津田琢哉、角道高明の各氏は新たに選任され、就任いたしました。

- ・2020年6月25日付で、監査役 鈴木徹氏は三菱ガス化学株式会社社外取締役就任いたしました。
 - ・2020年6月17日付で、監査役 西山茂氏は株式会社ツガミ社外取締役を退任いたしました。
 - ・2021年1月31日付で、取締役 角道高明氏は、三井物産株式会社食料本部長補佐を退任し、2021年2月1日付で、米国三井物産株式会社副社長兼ワシントン事務所長に就任いたしました。
 - ・2021年4月1日付で、取締役 雑賀大介、津田琢哉、玉井裕子、角道高明、監査役 鈴木徹、金子勇人、西山茂の各氏は任期満了により退任いたしました。
5. 当社は、取締役 半田純一、川村雄介、監査役 西山茂、飯島一郎の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
 6. 取締役 玉井裕子氏は、東京証券取引所の独立性判断基準に照らして独立性を有しており、独立役員の資格を満たしておりますが、所属する法律事務所の方針により、独立役員として指定しておりません。
 7. 当社は、2021年2月22日の臨時株主総会決議に基づき、2021年4月1日付で監査等委員会設置会社に移行したことに伴い、取締役の状況を以下の通り変更いたしました。

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	森 本 卓	CEO
代 表 取 締 役	佐 藤 裕	三井製糖株式会社代表取締役社長 副社長執行役員、CEO補佐 大日本明治製糖株式会社代表取締役社長 株式会社ディーツーモンドシュガー・カンパニー 代表取締役社長
代 表 取 締 役	野 村 淳 一	副社長執行役員、CTO、グループ生産・品質保証 担当、資本業務提携推進担当
代 表 取 締 役	三箇山 秀 之	三井製糖株式会社代表取締役副社長執行役員 副社長執行役員、CFO、CCO
取 締 役	半 田 純 一	三井製糖株式会社取締役 株式会社りそな銀行社外取締役 東京大学大学院経済学研究科特任教授 株式会社マネジメント・ウィズダム・パートナーズ・ジャパン代表取締役社長
取 締 役	長 田 務	三井物産株式会社執行役員流通事業本部長
取 締 役	刀禰館 次 郎	三菱商事株式会社食糧本部製粉製糖部長
取 締 役 (常勤監査等委員)	飯 島 一 郎	
取締役(監査等委員)	川 村 雄 介	一般社団法人グローバル政策研究所代表理事 キャノン株式会社社外取締役
取締役(監査等委員)	曾我辺美保子	曾我辺公認会計士事務所代表

- (注) 1. 取締役 半田純一、長田務、刀禰館次郎、飯島一郎、川村雄介、曾我辺美保子の各氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役 半田純一、飯島一郎、川村雄介、曾我辺美保子の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
3. 財務及び会計に関する相当程度の知見を有している事実
・ 監査等委員である取締役 曾我辺美保子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、保険会社との間において、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、執行役員および会社法上の子会社の役員を被保険者として、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金及び争訟費用による損害を填補することを目的とする保険契約を締結しております。ただし、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別報酬の決定方針を2021年2月16日の取締役会において決議しております。

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的な報酬構成は、支給対象の役員区分に応じて、業務執行取締役の報酬は、役位に応じた基本報酬（固定報酬）と短期業績に基づき変動するインセンティブ報酬である業績連動報酬（現金賞与）の報酬構成としております。社外取締役については、客観的立場から当社及び当社グループ全体の経営に対して監督及び助言を行う役割を担うことから、基本報酬（固定報酬）のみの構成としております。

当社の取締役の基本報酬は、月別の固定報酬とし、役位に応じて世間水準、経営内容及び従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定しており、業績連動報酬は、業績向上に対する意識を高めるため、業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の経営の基本的な成果を測るため連結経常利益を指標として役位別に係数を定め算出された額を賞与として、毎年一定の時期に支給しております。よって、これらの種類別の報酬割合については、特段定めておりません。当事業年度を含む連結経常利益の推移は1企業集団の現況4. 財産及び損益の状況の推移(1)企業集団の財産及び損益の状況の推移に記載のとおりであります。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関しましては、2007年6月28日開催の第83回定時株主総会で取締役については1事業年度当たり2億4,000万円以内、監査役については1事業年度当たり7,200万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち社外取締役3名）、監査役の員数は6名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、機動的に報酬内容を決定するため、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の役位別の賞与の配分としております。当事業年度においては代表取締役社長である森本卓が委任を受け、取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。委任を受けた代表取締役社長は、取締役会にて承認された「役員報酬内規」の内容に従って決定をしなければならないとされていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役(社外取締役を除く)	151	128	23	—	6
監査役(社外監査役を除く)	20	20	—	—	1
社外取締役	25	25	—	—	3
社外監査役	37	37	—	—	3

- (注) 1. 当事業年度末の取締役は9名(うち社外取締役4名)、監査役は4名(うち社外監査役は3名)であり、そのうち、無報酬の社外取締役が2名在任しております。
2. 取締役の支給人数には、2020年6月23日開催の第96回定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により退任した取締役2名(うち社外取締役1名)を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 半田純一氏は、株式会社マネジメント・ウィズダム・パートナーズ・ジャパンの代表取締役社長であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。
- ・取締役 川村雄介氏は、一般社団法人グローバル政策研究所の代表理事であります。当社と同法人との間には特別な関係はありません。
- ・取締役 玉井裕子氏は、長島・大野・常松法律事務所のパートナー弁護士であります。当社と同事務所との間には特別な関係はありません。
- ・取締役 角道高明氏は、三井物産株式会社の食料本部長補佐でありましたが、2021年1月31日付で退任いたしました。当社と同社との間には製品販売等の取引関係、並びに同社が当社の議決権の33.6%を所有する資本関係があります。また、同氏は、米国三井物産株式会社の副社長兼ワシントン事務所長であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。

- ②他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役 半田純一氏は、東京大学大学院経済学研究科の特任教授であります。当社と同大学との間には特別な関係はありません。
 - ・取締役 川村雄介氏は、キヤノン株式会社の社外取締役であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。
 - ・取締役 玉井裕子氏は、株式会社国際協力銀行の社外監査役であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。
 - ・監査役 鈴木徹氏は、当社の子会社であるニュートリー株式会社の監査役であり、当社と同社との間には製品販売等の取引関係があります。また、同氏は、三菱ガス化学株式会社の社外取締役であります。当社と同社との間には特別な関係はありません。
 - ・監査役 西山茂氏は、株式会社ツガミの社外取締役でありましたが、2020年6月17日付で退任いたしました。当社と同社との間には特別な関係はありません。
- ③当事業年度における主な活動状況
- ・取締役 半田純一氏は、取締役会15回の全てに出席いたしました。経営戦略、特に人材戦略の立案に係る深い造詣と実績を用いて、取締役会では、適宜、必要な発言を行っており、客観的見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
 - ・取締役 川村雄介氏は、取締役会15回の全てに出席いたしました。主に出身分野での豊富な経験と高い識見を用いて、取締役会では、適宜、必要な発言を行っており、客観的見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
 - ・取締役 玉井裕子氏は、取締役会15回の全てに出席いたしました。弁護士としての高度な専門知識と豊富な経験を用いて、取締役会では、適宜、必要な発言を行っており、客観的見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
 - ・取締役 角道高明氏は、2020年6月23日就任以来開催の取締役会12回のうち11回に出席いたしました。主に出身分野での豊富な経験と高い識見を用いて、取締役会では、適宜、必要な発言を行っており、客観的見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
 - ・監査役 鈴木徹氏は、取締役会15回及び監査役会15回の全てに出席し、必要に応じて、適宜、発言を行っております。
 - ・監査役 西山茂氏は、取締役会15回のうち14回に、監査役会15回のうち14回にそれぞれに出席し、必要に応じて、適宜、発言を行っております。
 - ・監査役 飯島一郎氏は、取締役会15回及び監査役会15回の全てに出席し、必要に応じて、適宜、発言を行っております。

3. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

- | | |
|--|--------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 79百万円 |
| ② 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 109百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
4. ②の額については会計監査人と同一のネットワーク（デロイト トウシュ トーマツ）に属する組織に対する報酬も含まれております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、投資・会計・税務全般に関して、有限責任監査法人トーマツより助言・指導を受けております。ただし、具体的な会計処理に関する助言は含まれておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

4. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制（内部統制システム）の取締役会決議の内容の概要は、以下の通りであります。

(1) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合する事を確保するための体制

- ① 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任および企業倫理を果たすために、取締役は率先垂範し自ら実効ある体制を作ると共に、企業理念、行動基準を定め、全職員に遵守させる。

- ② コンプライアンス担当取締役を置くとともに、内部統制委員会およびコンプライアンス部会を設置し、コンプライアンス体制の推進と充実を図る。
 - ③ コンプライアンスに関する研修や資料の配布などを通じ、使用人のコンプライアンスに対する知識・理解を深め、コンプライアンスを尊重する意識の向上を図る。
 - ④ 三井製糖コーポレート・ガバナンスおよび内部統制原則を定め、コーポレート・ガバナンス機能の一層の充実と内部統制体制の確立を図る。
 - ⑤ 代表取締役直轄の内部監査室は、内部監査規程に基づき業務執行状況の監視、検証および報告を行う。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ① 当社の取締役の職務の執行並びに重要な意思決定に係わる情報については、文書保管保存規程に基づき、保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存管理し、必要に応じて、取締役および監査役が閲覧できる体制を整える。
- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① リスク管理については、各事業部門において各種規程を整備し日常の業務遂行に関するリスクの管理を行うとともに、リスク管理担当部門がリスク管理規則に従い、評価、管理体制の構築、および指示を行っている。
 - ② 災害、事故、その他重大なリスクに対する緊急対応体制については、該当担当部署が対策マニュアル整備および初期対応を行い、必要に応じて危機管理対策本部を設置し関係部門の統制を図る。
- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 職務権限・社内意思決定ルールについては、稟議規則他別途定める社内規則に基づき適正かつ効率的に職務が執行される体制を整える。
 - ② 事業本部制並びに執行役員制の採用により、権限と責任を明確化し、意思決定の迅速化を図るとともに職務遂行の効率性と有効性を向上させる。
 - ③ 中期経営計画および単年度事業計画を定め、業績目標を明確化する。
- (5) 当社の子会社の取締役、業務を執行する社員その他これらの者に相当する者（以下「取締役等」という）の職務の執行に係る事項の報告に関する体制および当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 「子会社管理規程」において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社への定期的な報告を義務づける。
 - ② 子会社のリスク管理については、「子会社管理規程」の定めにより主管本部に加え支援部門を置き指示・情報伝達を行うとともにリスクの把握・管理を行う。
- (6) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、当社グループの中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標および予算配分等を定める。
- (7) その他、会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社は、三井製糖グループの中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標および予算配分等を定める。

- ② 三井製糖並びにその子会社の業務遂行に関しては、それぞれにおける社内規定および業務手順書の更新により業務の適正を確保する。
 - ③ 内部監査室は、子会社を含めた業務全般に関する監視、検証および提言を行い、業務の妥当性と有効性を確保する。
 - ④ 三井製糖グループは財務報告の適正性と信頼性の確保のための体制を構築し、その体制の整備・運用状況を評価し改善を推進する。
- (8) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役から求められた場合には、監査役と協議の上合理的な範囲で監査役の職務を補助する使用人を配置する。
 - ② 当該使用人の任命、評価および異動などにおいて監査役の事前の同意を得る事により、取締役からの独立性を確保する。
 - ③ 監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従う。
- (9) 当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、およびその他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会、その他重要な会議において取締役および使用人は随時担当業務の報告を行う。
 - ② 監査役は重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会の他、経営会議、執行役員会などの重要な会議に出席することができる。
 - ③ 監査役には稟議書他社内の重要書類が回付される。
 - ④ 監査役は代表取締役との定期的な会合、取締役および執行役員との定期的レビューを実施する他、会計監査人、顧問弁護士、顧問税理士および内部監査室等と連携を図る。
 - ⑤ 役職員は監査役監査基準を理解し、監査役監査の実効性を確保する。
- (10) 当社の子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
- ① 三井製糖グループの役職員は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - ② 三井製糖グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役に対して報告を行う。
- (11) 前2項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社は、当社の監査役へ報告を行った三井製糖グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を三井製糖グループの役職員に周知徹底する。

- (12) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
 - ② 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
- (13) 反社会的勢力の排除に向けた体制の整備
- ① 三井製糖グループは市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で対応することを行動基準に定める。
 - ② 三井製糖グループは反社会的勢力からの不当な要求に対して、担当部署を置き研修活動を行うなど体制の整備に努め、警察などの機関、弁護士と連携し情報の収集、対策を行う。

業務の適正を確保するための体制における運用状況の概要

内部統制システムについての主な運用状況は以下のとおりであります。

(1)内部統制システム全般

当社は、法務・内部統制室を事務局とする内部統制委員会を設置し、当社及び子会社の内部統制の整備と運用、並びにその有効性の維持向上を図っております。また、当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況について、当社の内部監査室が評価を行い、必要に応じて見直しをしております。当連結会計年度の運用状況についても、有効であることを確認し、その結果を取締役会に報告しております。

(2)コンプライアンス

当社は、内部統制委員会の中にコンプライアンス部会を設置し、各部門長を担当責任者とするコンプライアンス体制を構築しております。当社及び子会社の役職員の職務執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすために、社内研修や資料の配布など各種プログラムを通じたコンプライアンス意識の強化を継続的に実施しております。また、当社は、企業倫理ヘルプライン運用規程により企業コンプライアンスに関する相談通報システムを設け、当社及び子会社の役職員が相談及び通報を行うことができる体制を整備しております。

なお、当社では、労働災害の撲滅を目標に全社的に労働安全衛生の取り組みを強化し、2017年に労働安全衛生マネジメントシステムであるOHSAS18001の認証を取得し、2019年4月には労働安全衛生のISO規格であるISO45001の認証を取得しております。社外労働安全衛生専門家による現場確認・指導などを通じ、三井製糖グループ全体として労働安全衛生対策の拡充・安全文化の醸成を進めております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	60,929	流動負債	27,779
現金及び預金	17,797	支払手形及び買掛金	8,531
受取手形及び売掛金	9,473	短期借入金	6,710
リース投資資産	364	1年内返済予定の長期借入金	1,970
商品及び製品	22,799	リース債務	262
仕掛品	1,191	未払費用	3,764
原材料及び貯蔵品	6,227	未払法人税等	2,633
その他	3,079	役員賞与引当金	49
貸倒引当金	△5	資産除去債務	21
固定資産	85,781	その他	3,836
有形固定資産	54,828	固定負債	27,251
建物及び構築物	15,076	長期借入金	10,560
機械装置及び運搬具	18,581	リース債務	329
工具、器具及び備品	492	繰延税金負債	402
土地	18,148	役員退職慰労引当金	108
リース資産	566	退職給付に係る負債	2,800
建設仮勘定	1,963	資産除去債務	297
無形固定資産	6,464	長期仮受金	11,217
のれん	3,707	その他	1,535
その他	2,757	負債合計	55,030
投資その他の資産	24,487	(純資産の部)	
投資有価証券	10,831	株主資本	84,584
関係会社出資金	2,516	資本剰余金	7,083
長期貸付金	22	資本剰余金	1,768
退職給付に係る資産	1,188	利益剰余金	80,948
繰延税金資産	3,040	自己株式	△5,216
リース投資資産	6,204	その他の包括利益累計額	629
その他	732	その他有価証券評価差額金	637
貸倒引当金	△47	繰延ヘッジ損益	73
資産合計	146,710	為替換算調整勘定	△488
		退職給付に係る調整累計額	407
		非支配株主持分	6,466
		純資産合計	91,680
		負債・純資産合計	146,710

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(自2020年4月1日)
(至2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	108,887
売上原価	84,555
売上総利益	24,331
販売費及び一般管理費	20,699
営業利益	3,631
営業外収益	1,156
受取利息及び配当金	79
受取ロイヤリティ	633
その他	443
営業外費用	1,000
支払利息	99
固定資産除却損失	35
持分法による投資損失	494
持分法備撤去費	240
その他	130
経常利益	3,788
特別利益	1,770
固定資産処分益	18
投資有価証券売却益	1,725
持分変動利益	26
特別損失	306
固定資産除却損	306
税金等調整前当期純利益	5,251
法人税、住民税及び事業税	3,802
法人税等調整額	△1,481
当期純利益	2,930
非支配株主に帰属する当期純利益	165
親会社株主に帰属する当期純利益	2,764

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	30,489	流動負債	9,506
現金及び預金	12,486	買掛金	3,021
売掛金	2,479	1年内返済予定の長期借入金	800
リース投資資産	364	リース債務	119
商品及び製品	3,383	未払金	787
未着商	130	未払費用	2,140
仕掛品	988	未払法人税等	2,226
材料及び貯蔵品	4,085	前受金	72
未着原材料	284	預り金	184
前払費用	63	役員賞与引当金	23
関係会社短期貸付金	5,700	資産除去債務	15
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	200	その他	114
その他	323	固定負債	21,233
固定資産	75,901	長期借入金	7,800
有形固定資産	38,065	リース債務	116
建物	7,973	退職給付引当金	757
構築物	841	資産除去債務	125
機械及び装置	11,108	長期仮受金	11,217
車両及び運搬具	5	その他	1,217
工具、器具及び備品	286	負債合計	30,740
土地	16,893	(純資産の部)	
リース資産	214	株主資本	75,086
建設仮勘定	741	資本金	7,083
無形固定資産	151	資本剰余金	1,178
投資その他の資産	37,684	資本剰余金	1,177
投資有価証券	1,889	その他資本剰余金	0
関係会社株式	23,126	利益剰余金	72,041
出資	15	利益準備金	1,033
関係会社出資金	2,741	その他利益剰余金	71,008
関係会社長期貸付金	400	価格変動準備金	200
長期前払費用	0	固定資産圧縮積立金	3,263
前払年金費用	374	別途積立金	22,680
繰延税金資産	2,421	繰越利益剰余金	44,864
リース投資資産	6,204	自己株式	△5,216
その他	527	評価・換算差額等	564
貸倒引当金	△17	その他有価証券評価差額金	564
資産合計	106,390	純資産合計	75,650
		負債・純資産合計	106,390

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自2020年4月1日)
(至2021年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	55,388
売上原価	42,075
売上総利益	13,312
販売費及び一般管理費	10,149
営業利益	3,162
営業外収益	1,204
受取利息及び配当金	286
受取ロイヤリティ	630
受取保険金	180
その他	106
営業外費用	254
支払利息	30
固定資産除却損	18
設備撤去費	117
環境対策費	26
その他	61
経常利益	4,113
特別利益	1,717
投資有価証券売却益	1,717
特別損失	306
固定資産除却損	306
税引前当期純利益	5,523
法人税、住民税及び事業税	3,238
法人税等調整額	△1,561
当期純利益	3,847

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

DM三井製糖ホールディングス株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 北 村 崇 (印)

公認会計士 城 卓 男 (印)

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、DM三井製糖ホールディングス株式会社（旧会社名 三井製糖株式会社）の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DM三井製糖ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適正な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

DM三井製糖ホールディングス株式会社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 北 村 崇 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 城 卓 男 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、DM三井製糖ホールディングス株式会社（旧会社名 三井製糖株式会社）の2020年4月1日から2021年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの2021年3月期（第97期）事業年度における取締役の職務の執行についての監査の方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

当監査等委員会は、2021年3月31日までに当該時点の監査役（旧監査役）及び監査役会（旧監査役会）が次の方法で行った監査の結果等について旧監査役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、2021年4月1日以降は、当監査等委員会としても、監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役等及び会計監査人から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- (1) 旧監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各旧監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各旧監査役は、旧監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月17日

DM三井製糖ホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤） 飯 島 一 郎 ㊞

監 査 等 委 員 川 村 雄 介 ㊞

監 査 等 委 員 曾我辺 美保子 ㊞

（注1）監査等委員 飯島一郎、川村雄介及び曾我辺美保子の各氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

（注2）当社は2021年2月22日開催の臨時株主総会の決議により2021年4月1日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

以 上

